

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) 利用料

(1) 利用料金

単位 円

サービス内容	利用回数	介護度の条件	自己負担額		
			1割	2割	3割
法門型独自サービスⅠ	週1回程度	事業対象者	1,200	2,400	3,600
		要支援1・2			
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	事業対象者	2,398	4,796	7,194
		要支援1・2			
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度	要支援2に限る	3,805	7,610	11,415

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(1月につき)		
		単位数・算定率	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200 単位	200 円	400 円
訪問介護処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です	所定単位数の 22.4 %	1か月あたり	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医師やリハビリ専門職と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために設けられた加算です。	200 単位	100 円	200 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医師やリハビリ専門職と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために設けられた加算です。	200 単位	200 円	400 円
緊急時訪問加算	サービス計画に位置付けられていない、予定されていない日時に身体介護を利用者または介護者から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できる加算です。	100 単位	1回あたり	

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

記載の基本利用料は、甲府市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。